

◆長期収載品の選定療養費について

令和6年10月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を希望した場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html